

平成 1 9 年 度 答 申 第 3 号

( 平成 1 9 年 1 1 月 1 2 日 )

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答申 第 3 号

平成19年11月12日

宝塚市教育委員会 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第15条に基づく諮問について（答申）

平成19年8月8日付け宝塚市教育委員会諮問第2号により諮問を受けた「平成18年2月21日から平成19年2月20日における宝塚市立小・中・養護学校の教特法に基づく研修報告書」の情報公開請求に対する情報部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

宝塚市教育委員会が行った「平成18年2月21日から平成19年2月20日における宝塚市立小・中・養護学校の教特法に基づく研修報告書」につき、部分公開とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、宝塚市教育委員会（以下「実施機関」という。）が文書特定した「平成18年2月21日から平成19年2月20日における宝塚市立小・中・養護学校の教特法に基づく研修報告書」（以下「本件文書」という。）中の教諭の氏名、職名及び当該教諭を特定し得る部分（以下「氏名等」という。）についての非公開決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、当該部分について公開することを異議申立人（以下「申立人」という。）が求めるものである。

## 3 異議申立ての理由

申立人が異議申立書、陳述書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 神戸市、明石市、姫路市、あわじ市の県費負担教職員の職専免研修を行った教員の職、氏名は公開されている。
- (2) 実施機関は氏名等を公表すると、市民からの誤解を招く、自由な研究が阻害される、不当な圧力がかかり事務の適正な遂行を阻害する、教員と保護者との信頼関係が崩れる、自主的、自発的な研修に支障をきたすおそれがあると主張するが、他市はそのようなおそれがないから氏名を公表していると考えられる。
- (3) 宝塚市が一律に氏名等を公開しない理由に、他市と異なる具体的な特殊な事情があるのか。
- (4) 平成19年1月29日の宝塚市の答申によると、職専免研修の趣旨が阻害されるとしているが、観念的な理由である。具体的にどんな支障があるのか。

#### 4 実施機関の説明

実施機関の部分公開決定理由説明書及び口頭による説明は、次のとおりである。

- (1) 教育公務員（以下「教員」という。）は、教育公務員特例法（以下「教特法」という。）により、授業に支障ない限り、勤務場所を離れた研修を、校長の承認のもと自主的にできることになっている。
- (2) 教員の氏名等の情報を公開することについては、教員の研修は多岐多様であり、自発的、自主的な研修においては職務に関することを自由なテーマで行っているが、公開することによりテーマを自由にした研修を実施することが困難となり、思想、信条等に関する研修を行った場合等、市民から誤解を招き、教員の自由な研修が妨げられるおそれや、研修方法、内容等に不当な圧力が及ぶおそれがあり、当該研修制度の適正な実施を阻害する。
- (3) 教員は保護者との信頼関係が大切である。いろいろな研修を行うことができ、また、そういう自由があることを理解しない保護者もいるので、研修の内容で、保護者との信頼関係が崩れるおそれがある。

#### 5 審査会の判断

審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 教特法第22条に基づく研修の意義について

地方公務員である教員の研修には、地方公務員法第39条に基づく研修として、任命権者が行う研修（以下「職務研修」という。）以外に、教特法第22条第1項に基づいて、同条第2項により授業に支障のない限り校長の承認を受けて、勤務場所を離れた研修（以下「職専免研修」という。）が認められている。前者は、任命権者から命ぜられた職務としての

研修であるので、その内容を氏名等も含めて公開としている。一方、後者の職専免研修は、校長がその承認をする際に、授業への支障の有無に加えて、職務と関係が認められるものかどうか、研修の実施後に職務への反映が認められるものかどうか等についても判断するが、教員の資質をより高めるために行われるものである点で、教員の自主性、自立性がより重視されており、この点で職務研修とは異なる性格を有しているといえる。

教員にはその職務や責任において、一般の地方公務員とは異なる特殊性があることから、教特法第21条第1項は教員に「絶えず研究と修養」に努めることを義務付けることによって、研修を教員がその職責を遂行するために必要不可欠なものとして位置付け、研修の積極的な実施を要請している。そして、任命権者にも、このような教員の積極的な研修を「奨励するための方途その他研修に関する計画」を実施することを、同条第2項において義務付けている。

これらから、教員の職専免研修は、校長の承認という条件はあるが、教員の特殊な職責を全うするため、自主的、自立的な研修として、設けられていることが認められる。

(2) 本件文書について

本件文書は、教特法第22条第2項に基づき、平成18年度の夏季休業中における宝塚市立学校教員の職専免研修の研修計画承認願並びに研修報告書及びその報告書に添付された研修の資料等である。

職専免研修の申請は、宝塚市立学校に勤務する教員が、研修を実施する予定の期日、研修テーマ・内容等及び研修場所を研修計画承認願に記載し、その所属する学校の校長あてに提出し、校長及び教頭の承認を得ていることが認められる。

職専免研修の報告は、研修報告書が研修を実施した日ごとに作成する様式となっており、当該様式には、研修を実施した期日、研修場所、その研修内容、研修成果、研修成果の活

用を記載して添付資料とともに校長あてに提出し、校長及び教頭の確認を得ている。添付された研修の資料等は、実施した研修の内容がどんなものであったかを説明するもので、教員が作成した文書、書籍の写しなどが添付されていることが認められる。

(3) 条例第7条第1項第6号本文の該当性について

実施機関は、本件文書の教員の氏名等を公開することにより、職専免研修の核心をなす教員の自由なテーマ選択による研修制度が阻害されることになると主張するので、この点について検討を加える。

職専免研修の意義は、上記(1)のとおりであり、校長の承認の前提はあるが教員の自主性、自立性が尊重されているものと考えられる。

次に、個々の教員がどのようなテーマの職専免研修を行ったかが公開された場合に、教員の自主性、自立性に基づいた研修の実施を阻害する可能性の有無について検討する。

例えば、教員が民主主義や人権教育をテーマとして研究を行う場合を考えると、これらのテーマは広範なため、様々な観点から研究することにより、初めて総合的な理解が得られる。民主主義について理解を深めようとする、民主主義を正当化する哲学的、歴史的な視点のほか、民主主義の阻害要因等についても研究する必要がある。また、人権教育についても、同様で、人権擁護の考え方とともに、人権侵害の歴史や事例の研究が不可欠である。このように、教員が職専免研修においてあるテーマを研究し深く理解するために、さまざまな視点からテーマを総合的に研究する必要性が認められる。

このような研究の在り方を想定すると、教員が職専免研修において、反民主主義的な視点や、人権侵害の歴史の研究をした場合など、純粹により深い研究を目的としたものであっても、研究テーマの選定について誤解した見方をされることは十分に予想できる。

以上のことから、特に教員の自主的、自発的な研修である職専免研修において、特定の教員がどのような内容の研修を行ったかが明らかになった場合に、その教員が行った研修についての誤解を生じるとともに、批判、非難の対象となることが考えられる。その結果、教員が職専免研修の実施に対し消極的になり、あるいはテーマの選択に際し、自主性が狭められるなど、職専免研修の趣旨が阻害され、当該研修制度が形骸化するおそれがあることが認められる。

(4) 実施機関が氏名等を非公開としたことの合理性について

申立人は、実施機関以外の兵庫県下の数市の教育委員会において、職専免研修の報告書を全部公開と判断していることから、実施機関が教員の氏名等を非公開とする合理的理由がないと主張しているが、教員のうち、県費負担教員の服務監督の権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和36年6月30日法律第162号。）第43条において、市町村教育委員会に与えられており、これを受けて、各市町村教育委員会が、職専免研修についての具体的手続等について定めていることから、職専免研修の内容やその報告書の様式は、各市教育委員会によって様々であり、その判断の是非については単純に比較することはできないものとする。

よって、申立人の主張は、当審査会の結論に影響しないものである。

(5) 以上のことから、職専免研修を行った教員の氏名等の公開は、結果的に当該研修の趣旨及び本来的な運用に著しい支障が生じるおそれがあるので、条例第7条第1項第6号に該当すると判断する。

したがって、本件文書につき、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
荒川雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
植木壽子	弁護士（大阪弁護士会）
荏原明則 （会長代理）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
中村留美	弁護士（兵庫県弁護士会）
平松毅 （会長）	大東文化大学法科大学院教授（憲法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成19年 8月 8日	諮問
2	平成19年 8月10日	異議申立人による陳述及び審査
3	平成19年 9月 5日	審査
4	平成19年10月 5日	実施機関による非公開理由説明及び審査
5	平成19年10月29日	審査
6	平成19年11月12日	答申